

浜松市都市景観条例事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、改正前の浜松市都市景観条例（昭和62年浜松市条例第14号。以下「旧条例」という。）及び改正前の浜松市都市景観条例施行規則（昭和62年浜松市規則第62号。以下「旧規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(届出の書類)

第2条 旧条例第12条第1項の規定による都市景観形成地区内における行為の届出（以下「景観の届出」という。）をする者は、届出の書類を正副2通提出するものとする。

2 景観の届出をした者が、当該届出に係る行為を変更しようとするときは、景観形成地区内行為変更届出書（第1号様式）（以下「変更届出書」という。）に変更の内容が分かる図書を添付し、正副2通提出するものとする。

(届出書の受理通知)

第3条 景観の届出を受理し、その届出が都市景観形成地区基準に適合していると認めるときは、届出受理通知書（第2号様式）に届出書の副本を添えて当該届出者に返却するものとする。この場合、届出の審査に要する期間は概ね14日間を目途とする。

2 前条第2項に規定する変更届出書及び図書を受理し、その届出が都市景観形成地区基準に適合していると認めるときは、変更届出受理通知書（第3号様式）に変更届出書の副本を添えて当該届出者に返却するものとする。この場合、届出の審査に要する期間は概ね14日間を目途とする。

(助言及び指導)

第4条 受理した届出が都市景観形成地区基準に適合しているかどうかの審査を行い、適合していないと認めるときは、当該届出者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

(届出書等の取止め)

第5条 景観の届出をした者が、当該届出に係る行為を取止めるときは、取止め届（第4号様式）を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

景観形成地区内行為変更届出書

(あて先)

浜松市長

届出者 住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者氏名)

景観形成地区内行為について、下記のとおり変更しますので、浜松市都市景観条例事務処理要綱第2条第2項の規定により届け出ます。

記

1 当初届出年月日・	平成 年 月 日 ・
2 変更の内容	変 更 前
	変 更 後
3 変更部分に係る行為の 着 手 予 定 日	平成 年 月 日
4 変更部分に係る行為の 完 了 予 定 日	平成 年 月 日

備 考

- 届出者が法人である場合においては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(第2号様式)

第景 号

様

浜松市長
(公印省略)

都市景観形成地区内行為届出受理通知書

標記の件について、改正前の浜松市都市景観条例第12条第1項の規定による都市景観形成地区内行為の届出を受理いたしましたので通知します。

記

1 行為地： 浜松市

2 届出者： 住所

氏名

3 設計者：

4 概要：

5 指導内容：

(第3号様式)

第景 号

様

浜松市長
(公印省略)

都市景観形成地区内行為変更届出受理通知書

標記の件について、浜松市都市景観条例事務処理要綱第2条第2項の規定による都市景観形成地区内行為の変更届出を受理いたしましたので通知します。

記

- 1 行為地： 浜松市
- 2 届出者： 住所
氏名
- 3 設計者：
- 4 概要：
- 5 指導内容：

(第4号様式)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

届出者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名)

取止め届

景観形成地区内行為について、浜松市都市景観条例事務処理要綱第5条の規定により、下記事項について、届け出ます。

取止めをする届出の内容	届出年月日	平成 年 月 日
	受理通知年月日 届出番号	受理通知書未交付 受理通知書交付済 平成 年 月 日 第 号
	届出者住所氏名	住所 (所在地): 氏名 (名称及び代表者氏名):
	設計者 (連絡先)	事務所名・氏名: 電話番号:
	地区の名称	
	行為の場所	
取止めの理由		

備 考

- 届出者が法人である場合においては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。